

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会

令和5年度 第1回

全体会資料

令和5年8月31日（木）

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会について

1. 設置について

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことを受け、「大牟田市障害者自立支援協議会」による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月2日の全体会で設立された。

平成20年2月に設立した大牟田市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するために、地域の関係機関がネットワークを構築し、具体的かつ定期的に話し合い、ともに汗と知恵を出し合いながら、障害者福祉に係る地域の課題抽出(就労、住居、権利擁護等)とその解決を目指す、官民協働の組織(障害者総合支援法第89条の3)であったが、これに障害者差別解消法第17条に規定する地域協議会の機能を位置付けたものである。

具体的には、全体会、運営会議及び事務局に、人権に関する関係機関からの参画を得た上で、新たに「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置し、関係機関による連携のもとに、障害者やその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、それらの差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うこととしている。

2. 所掌事務

- 1) 関係機関による連携体制の構築に関すること
- 2) 障害者福祉に係る困難事例への対応に関すること
- 3) 障害福祉サービスをはじめとする地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- 4) 障害者差別の解消に資する取り組みに関すること
- 5) その他障害者福祉の推進に関し、必要と認められる事務

3. 構成メンバー

保健・医療関係機関、相談支援事業者、障害当事者団体、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、福祉関係者、商工団体、法曹関係者、教育関係者、行政機関等

4. 協議会の組織構成等

(1) 組織構成について

- ①全体会 — 運営会議 — 事務局 — 相談支援部会の4段階の構成とする。(イメージ図参照)
- ②運営会議のメンバーを中心として、地域課題ごとのプロジェクト会議や、「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置する。

(2) 全体会

【構成】保健・医療関係機関、相談支援事業者、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工団体、行政機関等の代表クラスで構成。

【役割】①協議会全体の事業報告の場 ②障害福祉の推進に向けた政策提言の場 ③常設部会の設置・終結の場

【任期】3年間

(3) 運営会議

【組織】相談支援事業者、保健・医療関係機関、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工団体、法曹関係者、行政機関等の実務者クラスで構成。

【役割】①プロジェクト会議設置・終結の場 ②プロジェクト会議及び常設部会の情報共有の場

③全体会への提言事項の検討の場

【任期】3年間

(4) プロジェクト会議

【組織】地域課題ごとに、運営会議の関係メンバーを中心に構成する。

【役割】地域課題の解決に向けた検討の場。

【その他】必要に応じて、運営会議のメンバー以外の関係者も臨時に出席することができる。

(5) 相談支援部会(常設)

【組織】相談支援事業者、障害者就業・生活支援センター、市で構成する。

【役割】①困難事例の検討の場 ②地域課題の抽出とプロジェクト会議への提案の場。

(6)合理的配慮推進部会(常設)

【組織】商工団体、法曹関係者、人権擁護関係者、社会福祉協議会、大牟田市民生委員・児童委員協議会、障害者関係団体、障害当事者団体、相談支援事業者、障害者就業・生活支援センター、教育関係、行政機関等で構成する。

【役割】差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じて、各関係機関が知識及び情報の共有を行う場。

(7)就労支援部会(常設)

【組織】運営会議委員、共同受注窓口担当者、障害者就業・生活支援センター、商工会議所、ハローワーク、特別支援学校、相談支援事業所、社会福祉協議会、市で構成する。

【役割】障害者の就労支援に係る地域課題の抽出とその解決を目指す場。

(8)子ども支援部会(常設)

【組織】児童発達支援センター・事業所、相談支援事業所、教育委員会、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、市(子ども家庭課、子ども育成課、福祉課障害福祉担当)で構成する。

【役割】障害児またはその可能性のある子どもが抱える課題の抽出と支援の在り方を検討する場。また、障害児(幼児～学童期)の統一した支援を目指し、各事業所の活動・支援内容等を把握し、情報共有、障害児支援に係る課題の抽出とその解決を目指す場。

(9)事務局

【組織】指定一般相談支援事業所、大牟田市障害者協議会、市で構成する。

【役割】協議会全体の連絡調整、事務管理の場。

《ケース会議について》

【組織】必要に応じ、必要なメンバーで開催。

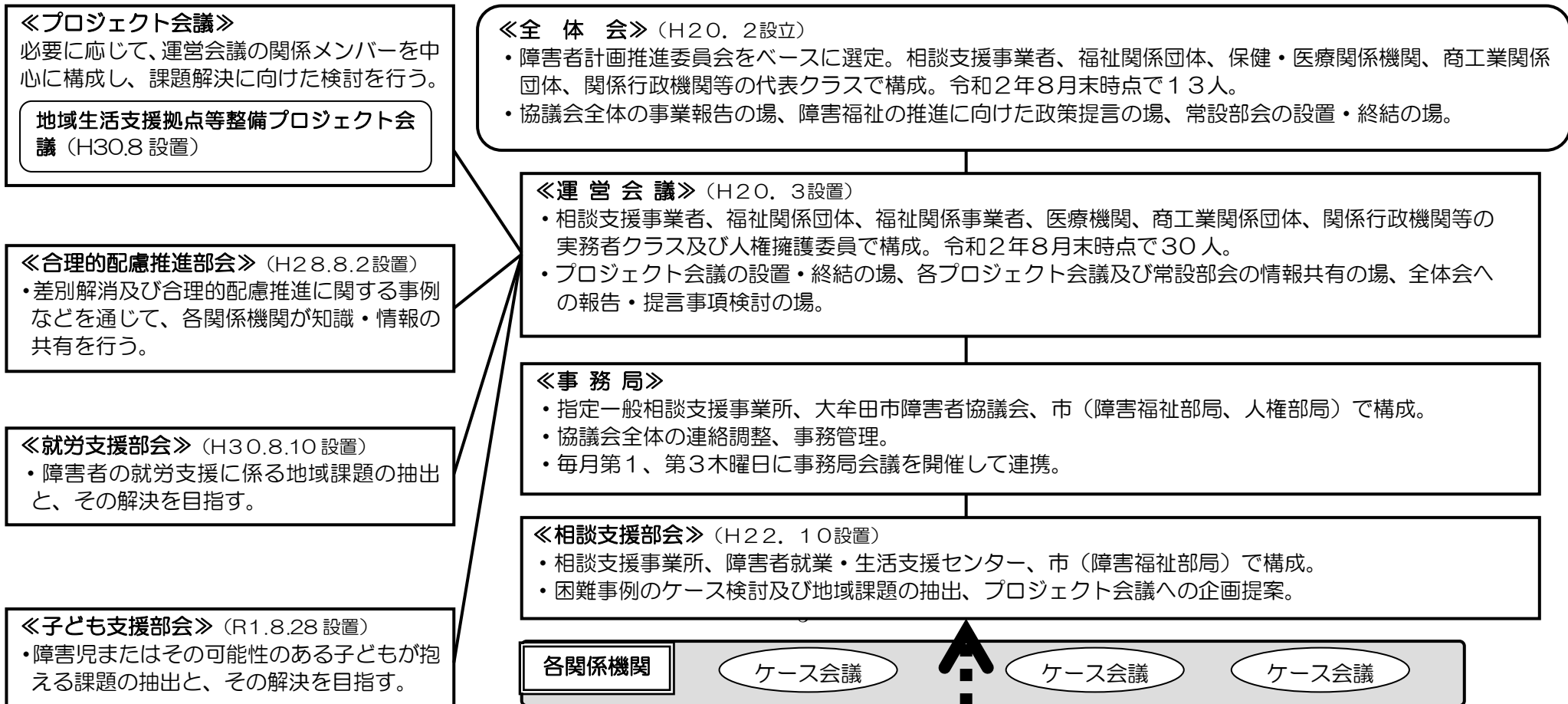
【役割】①困難事例の検討の場 ②必要に応じ、検討事項をプロジェクト会議へ諮る。

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（令和4年度）

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことを受け、「大牟田市障害者自立支援協議会」による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月2日の全体会で設立された。

平成20年2月に設立した大牟田市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するために、地域の関係機関がネットワークを構築し、具体的かつ定期的に話し合い、ともに汗と知恵を出し合いながら、障害者福祉に係る地域の課題抽出（就労、住居、権利擁護等）とその解決を目指す、官民協働の組織（障害者総合支援法第89条の3）であったが、これに障害者差別解消法第17条に規定する地域協議会の機能を位置付けたものである。

具体的には、全体会、運営会議及び事務局に、人権に関する関係機関の参画を得た上で、「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置し、関係機関による連携のもとに、障害者やその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、それらの差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うこととしている。



大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 設置要綱

(設置)

第1条 障害者相談支援事業の円滑かつ効果的な実施を推進するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組みを円滑かつ効果的に行うことについて、地域の関係機関が連携し、協働して障害者福祉に係る課題の解決等を図るため、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係機関による連携体制の構築に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る困難事例への対応に関すること。
- (3) 障害福祉サービスをはじめとする地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 障害者差別の解消に資する取組みに関すること。
- (5) その他障害者福祉の推進に関し、必要と認められる事務。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体に所属する者で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 障害者関係団体
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 商工業関係団体
- (6) 行政機関
- (7) その他の団体

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会に運営会議を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部福祉支援室、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年1月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 運営会議設置要綱

(設置)

第1条 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）の円滑かつ効果的な活動を実施するため、協議会設置要綱第7条に基づき協議会に運営会議を設置する。

(組織)

第2条 運営会議は、35人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体に所属する実務担当者で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 障害者関係団体
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 商工業関係団体
- (6) 法曹関係者
- (7) 行政機関
- (8) その他の団体

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、運営会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営会議の会議)

第5条 運営会議の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運営会議の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明

を聴くことができる。

(プロジェクト会議)

第6条 協議会にプロジェクト会議を置く。

2 プロジェクト会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(個人情報の保護)

第7条 委員は、個人情報の保護の重要性を認識し、職務の遂行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第8条 委員は、職務の遂行に当たって取り扱う個人情報をこの職務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 運営会議の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会の主な活動 (令和4年度)

《全体会》…… 1回開催

10月5日(水)

《運営会議》…… 1回開催

9月(書面開催)

《事務局会議》……23回開催

4月7日(木)・21日(木)、5月12日(木)・26日(木)、6月9日(木)・23日(木)、
7月7日(木)・21日(木)、8月4日(木)、9月1日(木)・22日(木)、
10月6日(木)・20日(木)、11月10日(木)・24日(水)、12月8日(木)・
22日(木)、1月5日(木)・19日(木)、2月2日(木)・16日(木)、
3月2日(木)・16日(木)

《地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議》…… 1回開催

12月15日(木)

《合理的配慮推進部会》…… 2回開催

6月10日(金)、12月7日(水)

《相談支援部会》…… 5回開催

4月19日(火)、6月21日(火)、10月25日(火)、12月20日(火)、
2月21日(火)

《就労支援部会》…… 4回開催

6月30日(木)、9月30日(金)、12月7日(水)、3月8日(水)

○就労支援セミナー …… 1回開催

11月29日(火)

《子ども支援部会》…… 4回開催

5月19日(木)、7月15日(金)、11月1日(火)、3月23日(木)

(1) 地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議

〔設置経過〕

地域生活支援拠点等整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進め、また、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

地域生活支援拠点等の整備については、国の基本指針において、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされており、また、地域生活支援拠点等の整備に際して、協議会等を十分に活用し、検討することが重要とされていることから、平成30年8月に大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会においてプロジェクト会議を設置しました。検討の結果、大牟田市の地域生活支援拠点等整備については、大牟田市委託相談支援事業所4事業所を中核とした面的整備とすることとし、令和元年8月の全体会で承認を得て、取り組みを進めています。

〔令和4年度の取り組み〕

地域生活支援拠点等の令和3年度における運営実態について、アンケート調査を実施し、その結果を基に意見交換を実施しました。令和3年度の実績は、延べ12件（うち、緊急時受入れは8件）でした。運営上の課題は、対象者の情報不足、受け入れ施設の人員や空き状況が受け入れに影響することなどが挙げられました。また、感染症流行時期は、受け入れ前の検査の実施や感染拡大防止対策等が受け入れ施設の負担となっていました。また、当事業の実績が少なく、全体的なイメージがつかめていないため、他市の事例を含めて受け入れ事例について知りたいとの意見もありました。

課題のひとつであった対象者の情報不足については、可能な限り当事者の情報を収集し、支援者間でスムーズな情報共有ができるよう、「緊急ショート当事者情報シート」（次ページ参照）を作成し、地域生活支援拠点等を担う事業所へ共有しました。

今後も、運営実態調査や会議を実施し、現状や課題等の共有を行いながら、引き続き課題解決に向けた協議を行うこととしています。

《令和4年度の活動状況等》

開催日	実施事項	内 容
9/6	運営実態調査	令和3年度における地域生活支援拠点等の運営実態調査
12/15	第1回会議	1. 地域生活支援拠点等の運営実態調査について（報告・意見交換等） 2. 緊急時受入れ情報共有シートについて

緊急ショート当事者情報シート

受付日	年 月 日	相談支援事業所		担当者	様
相談者	様		電話		
所属 ()					

当事者氏名	様	性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
現住所	〒 大牟田市			交通手段	
電話番号			携帯		
緊急連絡先①	氏名:	続柄 ()	連絡先:		
緊急連絡先②	氏名:	続柄 ()	連絡先:		
家族構成 キーパーソン ()					
本人の同意:					
緊急ショートが必要な理由:					
転帰予定:					

コロナワクチン接種	未・済 (回)	最終:	年 月 日
現在の体温	°C	体調	良好・咳・頭痛・鼻水・咽頭痛・息苦しさ・腹痛・下痢・その他 ()
家族や近い人に上記症状がある人がいますか: いいえ・はい(最終接触日:)			
行動履歴(直近1週間)			

緊急ショート当事者情報シート

障害名(病名)			
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳() <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 不明		
障害支援区分の有無	<input type="checkbox"/> あり(区分:) 期限(年 月 日~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 不明		
サービスの利用状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり() <input type="checkbox"/> 不明		
医療保険	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 共済 <input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 不明		
かかりつけ病院	<input type="checkbox"/> 不明		
	TEL:	担当医	
服薬状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明 (服薬の内容:)		
お薬手帳	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明		
服薬自己管理	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 不明 回/日 朝・昼・夕・就 その他()		
頓服	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(使用状況 具体的に:) <input type="checkbox"/> 不明		
医療行為	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(痰吸引・胃ろう・インスリン・摘便・その他()) <input type="checkbox"/> 不明		
医療費の助成	<input type="checkbox"/> 自立支援 <input type="checkbox"/> 重度障害者医療 <input type="checkbox"/> 特定疾患 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明		
収入	<input type="checkbox"/> 年金(級) <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明		
アレルギー	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり() <input type="checkbox"/> 不明		
食事介助	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助() <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明		
食事形態	<input type="checkbox"/> 常食 <input type="checkbox"/> 刻み <input type="checkbox"/> お粥 <input type="checkbox"/> 糖尿食 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明		
排泄	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助() <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> オムツ <input type="checkbox"/> リハパン <input type="checkbox"/> 不明		
入浴	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助() <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明		
更衣・整容	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助() <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明		
歩行・移動	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助() <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明		
金銭管理	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助() <input type="checkbox"/> 全介助 管理者: <input type="checkbox"/> 家族() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明		
危機管理	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助() <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明		
コミュニケーションの配慮	<input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 必要あり() <input type="checkbox"/> 不明		
対人関係	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 配慮必要() <input type="checkbox"/> 不明		
自傷・他害行為	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり() <input type="checkbox"/> 不明		
普段の生活(何をして過ごしているか)	<input type="checkbox"/> 不明		
趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 不明		
睡眠	<input type="checkbox"/> 良眠 <input type="checkbox"/> 不眠(<input type="checkbox"/> 入眠困難 <input type="checkbox"/> 中途覚醒 <input type="checkbox"/> 早朝覚醒) <input type="checkbox"/> 睡眠剤使用 <input type="checkbox"/> 不明		
特記事項 (こだわり、関わり方、呼び方等)			

(2) 合理的配慮推進部会

〔設置経過〕

障害者差別解消法第17条において、国と地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができるとされています。

本市としては、大牟田市障害者自立支援協議会による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月、「大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会」を組織しましたが、障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークをより実効的に機能させていくための常設の専門部会として、協議会内に「合理的配慮推進部会」を設置したものです。

当部会は、差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じ、各関係機関が定期的に知識・情報の共有を行うことで、差別解消支援に資することを目的としており、平成27年度に設置していた『合理的配慮』普及プロジェクト会議のメンバーに、新たに人権擁護委員の参画を得た18人で、平成28年12月22日に第1回を開催しました。また、新たに市人権・同和・男女共同参画課が事務局として加わりました。

〔令和4年度の取り組み〕

部会内において合理的配慮等についての研修を2回実施しました。研修では、講師より障害者権利条約締結までの歴史とあわせて、合理的配慮の考え方や具体例についての説明を受けたあと、障害種別に応じた合理的配慮の事例についてのDVDを視聴し、合理的配慮についての理解を深めることができました。また、大牟田市役所内での合理的配慮に関する事例や福岡県の障がい者差別専門相談窓口での事例等、身近な事例を基に合理的配慮や不当な差別的取り扱いについて検討しました。

また、障害者差別解消法の市民周知を図ることを目的とした「第3回合理的配慮セミナー」の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となりました。3年連続の中止となったため、次年度は開催時期を変更する等、セミナーの開催に向けて計画を進めることとしています。

会議は、概ね3ヶ月ごとに開催していくこととしており、引き続き、差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じ、各関係機関が定期的に知識・情報の共有を図っていくこととしています。

《令和4年度の活動状況等》

開催日	実施事項	内 容
6/10	第1回会議	1. 合理的配慮の研修について ・ 障害特性と合理的配慮について 講師：大牟田市障害者協議会 事務局長 大場和正 ・ DVD視聴（障害者は困っています！～合理的配慮へのポイント①～肢体不自由、視覚障害、聴覚障害編） 2. 職場における合理的配慮について 3. 合理的配慮等に関する相談窓口の紹介 4. その他 ・ 合理的配慮普及セミナーについて
12/7	第2回会議	1. 合理的配慮に関するDVD視聴（障害者は困っています！～合理的配慮へのポイント②～発達障害、知的障害、精神障害編） 2. 福岡県内における合理的配慮の事例について 3. 合理的配慮普及セミナーについて 4. その他 ・ 障害者週間（12月3日～9日）の広報等について

障がいのあるお客様への対応、 どうしたらいいの？

**R3年6月、障がい者差別解消法が改正され、
民間事業者による合理的配慮が義務化
されました。** ※R6年6月の施行までに、従業員等に十分な周知が必要です。



障がいのある人には
どのような困りごとがある？

どうやってコミュニケーション
すればよい？



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

県の専門相談員がご説明に伺います。

社内研修会やイベント等に是非、ご活用ください

メニュー例

1h程度を基本に、メニューの組み合わせ・時間配分もご相談に応じます。



～多彩な資料もご用意～



※合理的配慮の方法を分野別にまとめたガイドブック



※アニメーションや実写映像による解説動画(R4.3月完成)



※新しい生活様式下での配慮を紹介するリーフレット

《注意事項》

- 申込方法: TEL又はFAX、メールでお申込みください。
- 実施日時: 平日・土日・祝日 10～20時(年末年始除く)
- 会場及び使用機材の手配、使用料等は申込者負担です。
- 講師派遣費用: 交通費の支給や謝礼等は不要です。

《お申込み・お問い合わせ》

福岡県 福祉労働部 障がい福祉課 障がい者差別解消専門相談窓口
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL:092-643-3143 FAX:092-643-3304
E-mail: sabetsukaisyo@pref.fukuoka.lg.jp

【福岡県障がい者差別解消専門相談 令和2年度の主な事例】

相談者	事業種別	相談内容	対応結果
肢体不自由 (家族)	幼稚園・ スイミングスクー ル	肢体不自由の児童が通う幼稚園が、水泳実習を民間スイミングスクールに委託している。 スイミングスクールが、障がいのある児童は受入れられないとして、当該児童は、水泳実習に参加できなかった。幼稚園は、このことを知っていたが、特に対応することがなかった。 これは障がい者差別ではないか。スイミングスクール側に謝罪を要求するつもりだ。	幼稚園、スイミングスクールに事実確認を行い、障がいを理由に当該児童を水泳実習に参加させないのは、差別解消法の「不当な差別的な取扱い」に該当することを指摘し、保護者、スイミングスクール、幼稚園の3者で合理的な配慮について、協議・検討するよう助言した。 幼稚園は、当該児童が、参加できるようにする方向で、スイミングスクールと協議することとした。
知的障がい (関係者)	娯楽施設 (遊園地)	知的障がいがあるからという理由だけで、遊具（ゴーカートなどのアトラクション）の利用ができないという掲示を施設が行っているのは、不当な差別的な取扱いではないか。県の見解はどうかか。	娯楽施設アトラクションでは、年齢制限、身長等の基準等の利用制限があるものがあるが、知的障がいであるからという理由だけで一律に利用制限することは、差別的な取扱いになると考える。 ただし、利用者の安全を第一に考えるという施設側の主張も理解できる。 一律利用制限ではなく、個々の状況に応じた合理的な配慮が施設に求められるのではないかと回答。
精神障がい (関係者)	不動産	(精神障がいのある人のアパートへの入居について、障がいのある人が通院する病院から相談。) 当院の隣接地に新しく建設される賃貸アパートについて、患者の負担軽減のため、何室かを当院が借り上げて、通院患者に居住してもらおうと考えている。 ところが、アパート管理会社から「障がいのある人には貸せない」という主旨のことを言われた。 これは差別ではないだろうか、こういうことは禁止されているのではないだろうかと思ったが、確信が持てないので県に確認することにした。	障がいを理由にアパートを貸せないという対応は明らかに「不当な差別的な取扱い」であり、違法である。差別解消法上で何か罰則があるというわけではないが、相談員から、アパート管理会社に差別解消法・条例について啓発をすることは可能である、と回答。 これを受け病院はアパート管理会社の責任者と話し合い、後日、借り上げ可能となった。
事業者	工事関係	視覚障がいのある人と工事の契約書を取り交わすこととなった。 本人が署名できない状況であるため、代筆を検討しているが、どのような取扱いが適切か。	(工事契約書への署名などに代筆が適切かどうかは、確認してもらう必要があるとしたうえで) これまで工事の打ち合わせに同席している当事者の息子さんが代筆等をする可能性が高いと思われるが、その際にも、当事者に十分な説明をし、当事者本人の意思を確認したうえで代筆等の手続きを進めるよう説明した。

(3) 相 談 支 援 部 会

〔設置経過〕

平成20年2月に設立した障害者自立支援協議会を効果的に機能させていくために、22年10月、市福祉課、4か所の障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターで構成する「相談支援部会」を設置し、困難ケースの検討や地域課題の抽出、プロジェクト会議への企画提案を行いつつ、23年5月からは部会内にワーキング会議を位置づけ、児童分野と高齢者分野に役割を分担して活動を行ってきました。

障害児支援ワーキングでは、障害のある児童の乳幼児期から成人期に至るまでの一生涯を通して、切れ目のない支援をしていくためのネットワーク構築や、サポートノートの作成を共通課題として検討を行い、特に24年度からは、新たに大牟田病院（重症心身障害児施設）、りんどう学園（児童発達支援センター）、からふる（児童発達支援施設）の3事業所が加わり、ともに活動を行っていましたが、令和元年6月に子ども支援部会に移行しました。

一方、高齢者ワーキングでは、高齢者の家族と障害者の子ども世帯のケースを元に、親子でサービスを受けながら住まえる住宅、入居可能な施設を考えていくことを共通課題として検討してきましたが、25年6月に住宅セーフティネット法に基づく大牟田市居住支援協議会（事務局：社会福祉協議会、市建築住宅課）が設立されたことから、障害者自立支援協議会として同協議会に参画し、検討の場を担保していくことで、ワーキングとしての役割を終えました。

〔令和4年度の取り組み〕

各相談支援事業所より困難事例を持ち寄り、ヤングケアラーや本人の問題行動への対応、本人と家族などを含む周囲の環境への支援など、10件の困難事例を共有しました。各困難事例に対して、他事業所での過去のケースを参考にしたり、社会資源の活用を協議したりすることで、参加者全員で困難事例への対応について検討しました。

また、福岡県自立支援協議会担当者会議や強化ブロック研修に出席し、他県や他市と意見交換などを行い、その情報を部会内で共有しました。さらに、平成27年度から引き続き、大牟田子ども支援ネットワーク（事務局：市子ども家庭課）に参画し、障害児支援に関する検討の場に関わりました。

今後の相談支援部会については、市内の相談支援事業所間で日常業務の相談や情報共有ができる体制をつくれるよう、来年度以降、活動していくこととしています。

＜令和4年度の活動状況等＞

開催日	実施事項	内 容
4/19	第1回会議	1. 事例検討 2. その他 ・相談支援専門員人材育成研修について ・福岡県地域担当者会議について ・大牟田市子ども支援ネットワークの代表者の届出について
6/21	第2回会議	1. 事例検討 2. その他 ・福岡県地域担当者会議について
10/25	第3回会議	1. 超短時間雇用について（大牟田未来共創センター） 2. 事例検討 3. その他 ・有明ケアマネについて ・主任相談支援専門員養成研修について

開催日	実施事項	内 容
12/20	第4回会議	1. 事例検討 2. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・有明ケアマネについて ・令和4年度 障害者差別解消支援協議会体制整備・強化ブロック研修について ・障害者差別解消法の改正について
2/21	第5回会議	1. 事例検討 2. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の取り組みについて

(4) 就労支援部会

〔設置経過〕

平成29年7月に設置した「大牟田市共同受注窓口」拡大検討プロジェクト会議の中で、大牟田市からの物品や役務の発注に対応する窓口を一本化した共同受注窓口について、対象を民間需要まで拡大できないか検討を行ってきました。

検討の過程で、「障害者の工賃向上を目指すための民間需要の取り込み」ということに限らず、「障害者雇用の促進」という広い視点も併せ持った官民共同の協議の場の設置が必要であるとの認識に達し、これを当プロジェクト会議での検討結果と位置付け、これを受けて、障害者の就労支援に係る地域課題の抽出とその解決を図るための常設部会として、平成30年8月に就労支援部会を設置しました。

また、行政機関における職場実習プロジェクト会議については終結し、就労支援部会の取り組みとして、市役所での職場実習を行っていくこととしました。

〔令和4年度の取り組み〕

障害者雇用及び共同受注窓口の周知を目的とした「就労支援セミナー」を開催し、民間企業9社（13名）、共同受注窓口登録事業所8事業所（13名）の参加がありました。就労支援セミナーの第1部では、大牟田公共職業安定所のトータルサポーターより障害者雇用に取り組む際のポイントについて説明していただきました。第2部では、実際に障害者雇用に取り組んでいる企業の担当者と障害当事者より、職場における合理的配慮の事例紹介や、普段の仕事や生活の様子などについてお話いただきました。また、共同受注窓口を利用した団体から、利用までの流れとその感想について実例を踏まえてお話しいただきました。

就労支援セミナー後の参加者アンケートには、今後希望するセミナーについての意見を多くいただいたため、来年度以降の取り組みとして検討することとしています。

また、行政機関（大牟田市役所等）における職場実習は、4名の申込みのうち、3名の受入れを行いました。

《令和4年度の活動状況等》

開催日	実施事項	内 容
6/30	第1回会議	1.共同受注窓口に関するチラシ及びパンフレットの作成について 2.今年度の取り組みについて 3.行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について 4.大牟田市役所における精神・知的障害のある方の採用選考（会計年度任用職員）について
9/30	第2回会議	1.（仮称）就労支援セミナーについて 2.行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について
11/29	就労支援セミナー	1.障害者雇用に取り組む際のポイントについて 講師：大牟田公共職業安定所トータルサポーター 本村由希子 2.障害者雇用と共同受注について パネラー：ヤヨイサンフーズ九州工場 藤戸淳 永江修平 防災バリアフリープロジェクト 杉野有美子 コーディネーター：大牟田市障害者協議会 泉田健一
12/7	第3回会議	1.就労支援セミナーについて 2.来年度の取り組みについて
3/8	第4回会議	1.来年度の取り組みについて 2.行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について

《令和4年度 行政機関における職場実習 実習実績一覧》

No.	性別	障害種別	実習部署	実習内容	実習期間	受入れ部署における総合所感
1	男	知的障害 (手帳未取得)	福祉課 障害福祉担当	事務補助等	6月13日(月)～17日(金) 9:00～16:00	福祉タクシー券の集計作業や封筒に印鑑を押す作業を実施した。わからない点は、すぐに質問をしており、安心して作業を任せることができた。出退勤時の挨拶は、大きい声で行い、周囲の職員とも積極的に話をする等、業務以外でのコミュニケーションもしっかりとれていた。
2	男	精神障害	福祉課 障害福祉担当	事務補助等	7月11日(月)～15日(金) 9:00～15:00	福祉タクシー券の集計作業や宛名シール等の作成作業を実施した。わからない点の確認や、1つの仕事が終了した時の報告を確実に行うことができた。仕事も依頼した内容を確実に行うことができた。実習初日は緊張が見られたが、徐々に打ち解け、最終日には自分から職員に話しかけることができていた。
3	女	身体障害	健康づくり課	事務補助等	9月5日(月)～9日(金) ※6日(火)は台風により中止 9:00～16:00	健康診断参加者へ配布するサンプルの梱包作業や、歯科検診結果の入力作業を実施した。本人は作業を楽しんでおり、職員からの声掛けにより、わからない点の質問や進捗報告を行うことができた。入力作業もすぐに慣れた様子で、素早く正確に行うことができた。職員との交流は少なかったが、出勤時や退勤時の挨拶は問題なくできていた。

(5) 子ども支援部会

〔設置経過〕

学校教育、幼児教育・保育において、障害児またはその可能性のある子どもが抱える課題の抽出と支援のあり方を検討するため、関係機関等（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、相談支援事業所、教育委員会、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、市（子ども家庭課、子ども育成課、福祉課障害福祉担当）等）が相互に連携しながら支援・指導・助言等ができる体制の構築を図るために、令和元年8月に全体会の承認を得て、相談支援部会の子ども支援ワーキング会議から子ども支援部会に移行しました。

〔令和4年度の取り組み〕

地域の障害児や気になる児童（障害の可能性のある児童）の現状などを把握し、支援方法の検討や早期療育などにつなげることを目的に、学童保育所及び主任児童委員を対象としたアンケート調査を実施しました。学童保育所の支援員を対象としたアンケート調査では、約9割の支援員が気になる児童がいると回答し、気になる児童に対する適切な指導方法や対応方法、他児への対応が不十分になることなどに不安を感じていることが分かりました。この結果を踏まえ、学童保育所の支援員に対して、発達障害のある児童への効果的な対応についての研修を実施しました。また、主任児童委員を対象としたアンケート調査では、約4割の主任児童委員が気になる児童との関りがあり、気になる児童やその家族との接し方や見守り方に不安があるということが分かりました。この結果に基づく主任児童委員への研修会は来年度実施することとしています。

医療的ケア児に関する取り組みについては、市内の医療的ケア児の現状の情報収集や共有を行いました。また、部会内に医療的ケア児コーディネーターを配置し、必要に応じて関係機関と連携して活動していくこととしています。

今後も、課題の把握や解決に向けて取り組んでいくとともに、部会内での知識向上につながる研修会等にも取り組んでいきます。

《令和4年度の活動状況等》

開催日	実施事項	内 容
5/19	第1回会議	1. 福岡県障がい児等療育支援事業の現状について 2. 研修会の内容検討について 3. 児童発達支援から就労前体験入学に向けた取り組みについて 4. 学童保育所へのアンケートについて 5. 年間計画について 6. 事業所連絡会（報酬改定、社会資源マップ更新依頼）について 7. その他 ・「子育てわくわくブック」について ・福岡県医療的ケア児支援センターについて ・子ども支援部会のメンバーについて
6月	障害児社会資源マップ改訂	障害児社会資源マップ「おおむたの子どもたちの育ちや自立を支援するために」の改訂
7/15	第2回会議	1. 研修会の内容について 2. 児童発達支援から就学前体験入学へ向けた取り組みについて 3. 学童保育所へのアンケートについて 4. 「子どもたちの育ちや自立を支援するために」の改訂について 5. その他 ・子ども支援部会のメンバーについて
8/5	出前講座の依頼	講座名：障害者福祉制度について（講師：福祉課障害福祉担当） 受講者：大牟田特別支援学校の教師

開催日	実施事項	内 容
9/21	アンケート調査	子どものサポートに関するアンケート調査 対象：市内の学童保育所（クラブ）で、児童の保育にあたっている先生
10/12	アンケート調査	子どものサポートに関するアンケート調査 対象：主任児童委員
11/1	第3回会議	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研修会の内容検討について <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所の支援員を対象とした研修 ・主任児童委員を対象とした研修について 2. 児童発達支援から就学前体験入学へ向けた取り組みについて 3. 学童保育所へのアンケートについて <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果について ・アンケートの配布について 4. 「子どもたちの育ちや自立を支援するために」の改訂について 5. 医療的ケア児について 6. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に関するワーキング会議について ・障害児サービスの質の向上を目的としたワーキング会議について
3/23	第4回会議	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主任児童委員へのアンケートについて <ul style="list-style-type: none"> ・集計方法について ・研修について 2. 医療的ケア児に関する取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・大牟田医師会訪問看護ステーションの現状について ・大牟田特別支援学校での訪問教育について ・医療的ケア児コーディネーターについて 3. 事業所連絡会について